資料 1

令和4年壱岐市議会定例会12月会議

議案関係資料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第50号関係
壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
【第1条関係】壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【第2条関係】壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・2
議案第51号関係
壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
【第1条関係】壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・3
【第2条関係】壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・4
議案第52号関係
壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
【第1条関係】壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
【第2条関係】壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
【第3条関係】壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・ 7
【第4条関係】壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・ 8
議案第53号関係
壱岐市税条例等の一部を改正する条例
【第1条関係】壱岐市税条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
【第2条関係】壱岐市税条例の一部を改正する条例(令和3年壱岐市条例第22号)新旧対照表・・・・ 13
議案第55号関係
壱岐市堆肥センター条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
議案第56号関係
壱岐市消防本部等設置条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第6条まで (略)	第1条から第6条まで (略)	
(期末手当)	(期末手当)	
第7条 (略)	第7条 (略)	
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の	
適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死	適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死	
亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受	亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受	
けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15	けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15	
を乗じて得た額の合計額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た	を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た	
額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期	額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期	
間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗	間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗	
じて得た額とする。	じて得た額とする。	
(1)~ (4) (略)	(1)~ (4) (略)	
以 下 (略)	以 下 (略)	

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第6条まで (略)	第1条から第6条まで (略)	
(期末手当)	(期末手当)	
第7条 (略)	第7条 (略)	
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の	
適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死	適用を受ける者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死	
亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受	亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受	
けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15	けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15	
を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た	を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額	
額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期	に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間	
間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗	の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ	
じて得た額とする。	て得た額とする。	
$(1) \sim (4) \qquad (略)$	(1)~ (4) (略)	
以下(略)	以 下 (略)	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条及び第2条 (略)	第1条及び第2条 (略)	
(手当)	(手当)	
第3条 (略)	第3条 (略)	
2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162. <u>5</u> 」とする。 3 (略)	2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167. 5」とする。 3 (略)	
以下(略)	以 下 (略)	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条及び第2条 (略)	第1条及び第2条 (略)	
(手当)	(手当)	
第3条 (略)	第3条 (略)	
2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.	2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と	
5 (略) (略)	サイト (略)	
以下(略)	以下(略)	

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第32条まで (略)	第1条から第32条まで (略)	
(勤勉手当)	(勤勉手当)	
第33条 (略)	第33条 (略)	
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市	
長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。	長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。	
この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その	この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その	
者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それ	者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それ	
ぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	ぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤	
勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又	勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又	
は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。	は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。	
次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及び	次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及び	
これに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100	これに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月	
<u>分の95</u> を乗じて得た額の総額	に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合	
	<u>には100分の105</u> を乗じて得た額の総額	
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手	
当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額	当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12	
	月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額	
$3\sim5$ (略)	$3\sim5$ (略)	
以下(略)	以 下 (略)	

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第32条まで (略)	第1条から第32条まで (略)	
(勤勉手当)	(勤勉手当)	
第33条 (略)	第33条 (略)	
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市	
長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。	長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。	
この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その	この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その	
者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それ	者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それ	
ぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	ぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤	
勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又	勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又	
は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。	は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。	
次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及び	次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及び	
これに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月	これに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100	
に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合	<u>分の100</u> を乗じて得た額の総額	
<u>には100分の105</u> を乗じて得た額の総額		
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手	
当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12	当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額	
月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額		
$3\sim 5$ (略)	$3\sim5$ (略)	
以下(略)	以下(略)	

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

第1条から第6条まで (略)

(給与条例の適用除外等)

第7条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項 及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条 中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末 手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあ るのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2 条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以 下「管理職員」」と、給与条例第30条第2項中「100分の1 20」とあるのは「100分の162.5」とする。

現行

第8条 (略)

附 則 (略)

別表(第6条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	<u>375,000円</u>
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円

第1条から第6条まで

(給与条例の適用除外等)

第7条 (略)

及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条 中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末 手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあ るのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2 条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以 下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の1 20」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の16 2.5、12月に支給する場合には100分の167.5 とす る。

改正案

備考

第8条 (略)

附 則 (略)

別表(第6条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	<u>376,000円</u>
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第4条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第6条まで (略)	第1条から第6条まで (略)	
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)	
第7条 (略)	第7条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項	2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項	
及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条	及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条	
中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末	中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末	
手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあ	手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあ	
るのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2	るのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2	
条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以	条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以	
下「管理職員」」と、給与条例第30条第2項中「100分の1	下「管理職員」」と、給与条例第30条第2項中「100分の1	
20」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の16	20」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	
2.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とす		
る。		
以 下 (略)	以下(略)	

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
目次 (略)	目次 (略)	
第1条から第36条の3まで (略)	第1条から第36条の3まで (略)	
(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族申告書</u>)	(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族等申告書</u>)	
第36条の3の2 (略)	第36条の3の2 (略)	
(1) (略)	(1) (略)	
	(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下	
	であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第	
	313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので	
	同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規	
	定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1	
	33万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)	
	<u>の氏名</u>	
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)	
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)	
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)	
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族申告書</u>)	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族等申告書</u>)	
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により	
同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施	同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施	
行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条	行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条	
の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公	の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公	
的年金等」という。) の支払を受ける者であって、扶養親族(控	的年金等」という。)の支払を受ける者であって、 <u>特定配偶者</u>	
除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公	(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下である	
的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該	ものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第	
申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項	53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において	

に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

<u>(3)</u> (略)

 $2 \sim 5$ (略)

第36条の4から第151条まで (略)

附則

第1条から第7条の3まで (略)

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、

同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

<u>(4)</u> (略)

 $2 \sim 5$ (略)

第36条の4から第151条まで (略)

附則

第1条から第7条の3まで (略)

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、

当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用 した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第7条の4から第17条まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3から第25条まで (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控 除の特例)

- 第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。
- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和

当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用 した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第7条の4から第17条まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3から第25条まで (略)

3年」とあるのは「令和4年」とする。		
以下(略)	以下(略)	

壱岐市税条例等の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市税条例の一部を改正する条例(令和3年壱岐市条例第22号) 新旧対照表

現行	改正案	備考
壱岐市税条例(平成16年壱岐市条例第48号)の一部を次の	壱岐市税条例(平成16年壱岐市条例第48号)の一部を次の	
ように改正する。	ように改正する。	
(中略)	(中略)	
第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢	第36条の3の3第1項中「 <u>扶養親族(」の次に「年齢16歳未</u>	
<u>16歳未満の者</u> に限る」に改める。	満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」	
	に改める。	
以 下 (略)	以下(略)	

壱岐市堆肥センター条例 新旧対照表

	現行		改正案					
本則及び附則(略)		本	本則及び附則(略)					
別表(第6条関係)		」表(第6条関係)						
区分	金額		区分金額					
堆肥センター使用料	堆肥センター使用料 1 トン当たり(収集・散布) <u>7 4 0 円</u>		堆肥センター使用料	1トン当たり(収集・散布) <u>810円</u>				
	ただし、最低利用料金として <u>740円</u>			ただし、最低利用料金として810円				
	1トン当たり (持込) <u>200円</u>			1トン当たり(持込) <u>300円</u>				
ただし、最低利用料金として <u>200円</u>				ただし、最低利用料金として <u>300円</u>				
(以下略) (以下略)			(以下略)	(以下略)				

壱岐市消防本部等設置条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
(趣旨)	(趣旨)	
10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署 <u>(支署及び</u> 出張所を含む。)の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域について定めるものとする。 (消防本部等の設置) 第2条 市の消防事務を処理するため、消防本部及び消防署 <u>、支</u> 署並びに出張所を設置する。 第3条及び第4条 (略)	第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第 10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位 置及び名称並びに消防署の管轄区域について定めるものとす る。 (消防本部等の設置) 第2条 市の消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を設 置する。 第3条及び第4条 (略)	
(支署の名称及び位置) 第5条 支署の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 名称 位置 壱岐消防署郷ノ浦壱岐市郷ノ浦町志原西触676番地 支署 (出張所の名称及び位置)		
第6条 出張所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。		
以下(略)	以下(略)	

資料2

令和4年度12月補正予算(案)概要

1.	各会計予算額一覧	•
2.	12月補正予算の主要事業	2~6
3.	繰越明許費	-
4 _	基金の状況(見込み)	8



令和4年度壱岐市各会計予算額一覧

〇一般会計、特別会計

(単位:千円)

	会	計 名	現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
	一 般	会 計	24,185,982	470,000	24,655,982
	国民健康	事業勘定	3,646,729	5,184	3,651,913
	保険事業	診療施設勘定	49,537		49,537
	特別会計	計	3,696,266	5,184	3,701,450
	後期高齢者	医療事業特別会計	389,971		389,971
特	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,717,551	△ 3,938	3,713,613
特別会計		介護サービス事業勘定	36,043		36,043
計		計	3,753,594	△ 3,938	3,749,656
	下水道事業	特別会計	410,908	218	411,126
	三島航路事	業特別会計	125,672		125,672
	農業機械銀	行特別会計	128,515	3,299	131,814
	,	合 計	8,504,926	4,763	8,509,689
	一般会計、特	寺別会計の合計	32,690,908	474,763	33,165,671

〇企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内訳	現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	766,002		766,002
	収益的支出	790,015	23,452	813,467
	資本的収入	205,089		205,089
	資本的支出	454,755		454,755

■ 一般会計

(単位:千円) 補正額の財源内訳 特定財源 敷・項・目 專業名 補正前の額 補正額 事業内容 Ħ 予算書 一般財源 国費 地方價 その他 ふるさと応援客附金 768, 877 323, 145 1, 092, 022 23, 545 299, 600 2 総務費 ●事業の背景・目的等 ふるさと応援寄附金制度は、首都圏と地方の税収格差の是正を目的とし創設さ ふるさと応 政策企画課 1 総務管理費 れた。納税者へ本市のふるさと納税を推進し、地域活性化に向けた様々な政策を 援客附金 200, 000 実施する為、財源の確保を図る。 6 企画費 ふるさと応 援基金 P16~19 99, 600 ●事業内容 - 返礼品やポータルサイト見直しなどの事業改善の効果もあり、ふるさと応援寄 附金が当初を上回る見込みで集まっている。よって寄附金額(歳入)を増額する とともに関係する費用(歳出)を補正する。 〇ふるさと応援寄附金 2億円増(5億円→7億円) 1) 寄附金=基金積立金 → 200,000千円 2) 関連事務費用 123,145千円 ①返礼品 69,000千円 (還元率30%+ポイント分) ②事務処理手数料 21,255千円 (ポータルサイト手数料) ③ふるさと納税支援業務委託料 17,600千円 ④その他 15,290千円 98, 060 2 総務費 95, 060 3,000 3,000 新型コロナウイルス感 ●事業の背景・目的等 染症対応事業費(総務 新型コロナ 1 総務管理費 新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている交通事業 絵務課 ウイルス感 者に対する支援を行い、市民の生活及び経済活動を支える社会インフラの維持を 12 新型コロナウイルス感染 染症对応地 症対応事業費 方創生臨時 交付金 P18~19 ●事業内容 壱岐・対馬フェリー 3,000千円×1事業者=3,000千円 842 障害者福祉総務費 9, 779 10, 621 176 3 民生費 ●事業の背景・目的等 障害者総合 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害 市民福祉課 1 社会福祉費 者福祉サービスを提供し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る。 支援事業費 補助金 1 社会福祉総務費 P22~23 ●事業内容 ①国の障害福祉サービスデータベース構築及び制度改正に伴うシステム改修費用 →県市町村振興協議会負担金:242千円 ②配食サービスの新規申請者(利用者)増加に伴う事業委託料 →配食サービス事業委託料600千円 1日1食(400円/食) 156 保育所ICTサービス導 3 民生費 ●事業の背景・目的等 入喜業 新型コロナ 新型コロナウイルス感染症対応をはじめ、公立保育所に通う保護者との緊急連 2 児童福祉費 こども家庭課 絡システムを構築し、安全安心な施設運営を図る。 ウイルス感 染症对応地 4 保育所費 方創生臨時 交付金 P28~29 ●喜業内容 緊急連絡システム利用料 156千円 (1~3月分)

■ 一般会計

(単位:千円) 補正額の財源内訳 所属 軟・項・目 補正前の額 補正額 計 特定財源 事業内容 事業名 予算書 ページ 一般財源 国費 地方債 その他 3 民生費 生活保護費徽収金訴訟 553 553 ●事業の背景・目的等 弁護士業務 生活保護費は生活に困窮するすべての者に対し、その困窮の程度に応じ、必要 3 生活保護費 保護課 な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するこ 1 生活保護総務費 とを目的としている。 今回、不正に受給した支給済みの生活保護費の支払いを求めて訴訟を提起する にあたり、関連する費用を計上する。 P28~29 ●事業内容 生活保護費徴収金及び延滞金の支払いを求める訴訟提起に関連する弁護士業務 委託費用 <訴訟費用等> ・訴訟提起に関連する弁護士業務委託:553千円 ・訴訟内容:生活保護費徴収金及び延滞金の支払を求める。 5 農林水産業費 ながさき水田農業生産 420 1, 139 315 ●事業の背景・目的等 強化支援事業 生産組織、集落営農組織等を対象に、米・麦・大豆の生産性向上やJAが行う推 1 農業費 ながさき水 農林課 田農業生産 進活動などの取り組みに対して補助する。(機械設備導入に対する支援) 3 農業振興費 強化支援事 →補助事業の追加内示による補正 P32~33 ●事業内容 くながさき水田農業生産強化支援事業補助金> 補助率 県3/10、市1/10 〇集落営農法人 1組織 (自動操舵システム1台) 〇1,050千円× (県3/10、市1/10) =420千円 466 ながさき型スマート産 1,036 1, 502 863 ●事業の背景・目的等 地確立支援事業 ながさき型 農林業の一層の発展に向けて「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に 農林課 スマート産 基づき、スマート農業技術等の体系的導入と産地基盤の整備・強靱化により高い 地確立支援事業 生産性を有するスマート産地づくりに取り組み、定時・定量・定賞(高品賞)出 荷の実現を進める。 (新改植費用に対する支援) →補助事業の追加内示による補正 P32~33 ●事業内容 くながさき型スマート産地確立支援事業補助金> 補助率 県1/2、市1/10 〇生産組織 1組織 (中晩柑新改植52a) 〇1,727千円×(県1/2、市1/10)=1,036千円 県営事業費 21. 970 21. 524 43, 494 4.800 16, 724 5 農林水産業費 ●事業の背景・目的等 補正予算僧 (県営事業負担金) 1 農業費 農林課 県営事業に伴う壱岐市の義務的経費を負担し、事業の推進を図る。 5 農地費 P34~35 ●事業内容 ①農地中間管理機構関連農地整備事業 区画整理A=6.5ha ②農村地域防災減災事業 (ため池整備) N=3箇所 郷ノ浦(竹ノ内)、勝本(東ノ木)、芦辺(川内) ③農業水路等長寿命化·防災減災対策事業 梅ノ木ダム水管理システム更新

■ 一般会計 (単位:千円) 補正額の財源内訳 所属 款・項・目 事業名 補正前の額 補正額 計 特定財源 事業内容 予算書 ページ 一般財源 国費 地方債 その他 漁港管理費 33, 661 **▲** 9,480 24, 181 **▲ 480 ▲** 9,000 5 農林水産業費 ●事業の背景・目的等 公共事業等 (県営事業等負担金) 3 水産業費 水産課 県営事業、及び漁場漁港協会に対する壱岐市の義務的経費を負担し、事業の推 進を図る。 3 漁港管理費 P34~35 ●事業内容 ①県営事業負担金 ▲10,000千円 機能保全事業(芦辺漁港)対象施設の変更により負担金減額 ②県漁場漁港協会負担金 520千円 芦辺港ターミナルビル 管理費 5, 735 14, 458 ▲ 306 ●事業の背景・目的等 過疎対策事 水産課 P34~35 ●事業内容 **芦辺港ターミナルビルの機械・設備が老朽化(塩害等)により故障したため修** 繕を行う。併せて、施設の一般業務委託の精算による事業費を減額する。 ①1階待合所エアコン更新 ②フロアーヒンジドア交換 芦辺港ターミナル整備 事業 24, 185 26, 186 50, 371 26, 159 ●事業の背景・目的等 過疎対策事 芦辺港ターミナル一元化を推進し、利用者の利便性の向上及び地域経済の振興 水産課 を図る。 P34~35 ●事業内容 ● デスプロ 芦辺港ジェットフォイル乗場移設に伴うターミナルビルの改修のための設計、 及び駐車場等再編整備のための測量設計を行う。 ①芦辺港ターミナルビル改修設計 一式 ②駐車場等再編整備測量設計 一式 7 土木費 県営事業費 14. 587 **▲** 731 13, 856 **▲** 700 ●事業の背景・目的等 2 道路橋りょう費 公共事業等 (県営事業負担金) 建設課 県営事業に伴う壱岐市の義務的経費を負担し、事業の推進を図る。 3 道路橋りょう新設改良費 →事業費減額による負担金減 P36~37 ●事業内容 ①臨時地方道整備費(主要地方道郷ノ浦沼津勝本線)減 ②人にやさしい道づくり事業(国道382号)減

■ 一般会計

(単位:千円) 補正額の財源内訳 所属 款・項・目 事業名 補正前の額 補正額 計 特定財源 事業内容 予算書 ページ 一般財源 国費 地方債 その他 急傾斜地崩壊対策事業 30, 631 7 土木費 5, 100 35, 731 5, 100 ●事業の背景・目的等 3 河川費 緊急自然災 (県営事業負担金) 建設課 県営事業に伴う壱岐市の義務的経費を負担し、事業の推進を図る。 害防止対策 2 急傾斜地崩塘対策費 事業債 →事業費増額による負担金増 P38~39 ●事業内容 急傾斜地崩壊対策事業 ①今井崎地区 ②東触(6)地区 ③瀬戸浦西部地区 ④君ヶ浦第一地区 7 土木費 港湾管理警 72, 138 **42.525** 29, 613 **▲** 41, 700 **▲** 825 ●事業の背景・目的等 緊急自然災 4 港湾費 (県営事業負担金) 水産課 ・ 県営事業に伴う壱岐市の義務的経費を負担し、事業の推進を図る。 害防止対策 1 港湾管理費 事業債 →事業費変更による負担金変更 **▲**36, 200 公共事業等 P38~39 ●事業内容 ▲5, 500 県営港湾整備事業 1)国庫補助事業(①郷ノ浦港 ②勝本港 ③印通寺港)減 2)県単独事業(①印通寺港)増 9, 749 400 10, 149 青少年育成費 9 教育費 ●事業の背景・目的等 ふるさと応 援基金 家庭・学校・地域社会が一体となって青少年等の健全育成を推進するとともに 5 社会教育費 社会教育課 青少年育成団体の活動強化、社会教育関係団体との連携を図る。 2 青少年育成費 P42~43 ●事業内容 JOCジュニアオリンピックカップ(全国大会)出場等に伴い、練習会及び大会参 加に係る旅費等を補助し、スポーツ活動を通じた生徒の健全な育成を図る。 ・子ども夢プラン応援補助金増 農地及び農業用施設災 240, 723 4. 534 245, 257 10 災害復旧費 害復旧事業費(現年 ●事業の背景・目的等 ー マネベスロス - ロップマ 令和4年7月及び8月の豪雨により被災した農地及び農業用施設の早期復旧を行う。 1 農林水産施設災害復旧費 農林課 1 農地及び農業用施設災害 復旧費 P46~47 ●事業内容 令和4年8月会議で予算計上した農地及び農業用施設災害復旧事業について、災 害査定の完了に伴い実施設計費用を追加する。 · 実施設計業務一式

■ 国民健康保険事業特別会計

(単位:千円)

,						補正額の財源内訳					
款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計		特定	財源		- 製 財源		予算書 ページ
					国費	県費	地方債	その他	70X 901 AN		
2 保険給付費 6 傷病手当金 1 傷病手当金	傷病手当金	438	3, 584	4, 022		3, 584 特別交付金				●事業の背景・目的等 ・ を破市における新型コロナウイルス感染症「第7波」の令和4年7月からの感 染急拡大と、国の傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間が令和4年12 月31日まで延長されたことにより、見込みを上回る申請件数・支給額となるこ とから増額補正する。	保険課
										●事業内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス 感染症に罹患した被用者等へ傷病手当金を支給するもの。 平均支給額30千円×対象者推計120人 (現計予算残額との差額を追加補正)	P10∼11

■一般会計・繰越明許費(詳細)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	完了予定	繰 越 理 由
5 農林水産業費	3 水産業費	漁村再生交付金事業	49,000	R5.11.30	初山漁港(初瀬地区) 軟弱地盤対策として改良工法を検討した結果、特殊船の回航が必要となるなど、施工方 法を見直す必要が生じたため。
		漁港海岸事業	35,000	R5.8.31	箱崎前浦漁港海岸(恵美須地区) 護岸工事において、資機材の運搬路の検討、及び関係者との調整に不測の日数を要した ため。
	合	計	84,000		

基金の状況

○新	青六	基金		4	317	0) 1/	<i>1)</i> L			(単位:千円)
ر ا	₹ <u>.,,</u>			4 - 4	令和3	5年度	A A	令和4年度	(見込み)	
		区	分	令和 2 年度末─現 在 高	積立金		令和3年度末 現 在 高	積立金	取崩額	令和 4 年度末現 在 高 見 込
ļ	財政調整基金		1,304,222	250,192	0	1,554,414	100	50,000	1,504,514	
	減債	基金		765,541	660,020	0	1,425,561	20	0	1,425,581
		地域振興基	金	25,863	5	0		1	0	25,869
		地域福祉基	金	686,970	0	0	686,970	0	130,000	556,970
		老人ホーム	事業施設整備基金	166,834	8	0	166,842	5	0	166,847
		中山間ふる	さと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
		栽培漁業振	興基金	125,240	3	11,900		5	28,252	85,096
 _		沿岸漁業振	興基金	51,152	18,078	18,077	51,153	18,079	18,077	51,155
般	特定目的	教育振興基		8,004	1	1,000		2	300	6,707
会計分	正日	松永記念館	<u> </u>	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
計	的日	原の辻遺跡	<u>保存整備基金</u>	6,243	0	0	-,	1	0	6,244
	基		丁 町村圏基金	1,000,000	0	0	.,	0	0	1,000,000
	金	合併振興基		2,173,400	0	0	_, ,	0	450,000	1,723,400
		ふるさと応	援基金	544,378	358,800	317,360		700,020	550,000	
		過疎地域持約	<u>続的発展特別事業基金</u>	572,361	256,463	56,000		89,000	225,000	
			<u>と基金積立金</u>	250,036	5	0	7	10	0	250,051
			<u> </u>	300,095	50,033	0		10	0	350,138
		壱岐市森林	環境譲与税基金	9,578	6,448	0	. 0,020	8,501	10,437	14,090
		小		5,968,734	689,844	404,337	6,254,241	815,634	1,412,066	
			計	8,038,497	1,600,056	404,337	9,234,216	815,754	1,462,066	
特			财政調整基金	130,717	3	45,000		5	31,798	53,927
		É給付費準値		61,117	2	0	01,110	3	3,209	
計	農業	楼械銀行特	別会計減価償却基金	13,046	0	0	. 0,0 . 0	1,001	1,000	
分			計	204,880	5	45,000		1,009	36,007	124,887
		合	計	8,243,377	1,600,061	449,337	9,394,101	816,763	1,498,073	8,712,791
式 <u>O</u>	額	運用基金								
		-	Λ.	令和 2 年度末	令和3	日年度 日本	令和3年度末	令和4年度	(見込み)	令和 4 年度末
		区	分	現在高	積立金	取崩額	現 在 高	積立金	取崩額	現在高見込
		金貸付基金		20,000	85	85		0	0	20,000
		金運用基金		52,566	16,380	11,380		5,000	0	62,566
収入	印糸	氏及び長崎県	収入証紙等購買基金	2,000	2,115	2,115		0	0	2,000
		合	計	74,566	18,580	13,580	79,566	5,000	0	84,566
合	計	(積立基金	+定額運用基金)	8,317,943	1,618,641	462,917	9,473,667	821,763	1,498,073	8,797,357